

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和7年6月27日(2025.6.27)

【公開番号】特開2025-63144(P2025-63144A)

【公開日】令和7年4月15日(2025.4.15)

【年通号数】公開公報(特許)2025-068

【出願番号】特願2025-3755(P2025-3755)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00(2006.01)

10

G 02 B 1/14(2015.01)

H 10 K 59/10(2023.01)

H 10 K 50/85(2023.01)

H 10 K 85/10(2023.01)

B 32 B 7/023(2019.01)

B 32 B 7/022(2019.01)

【F I】

G 09 F 9/00 302

G 02 B 1/14

20

H 10 K 59/10

H 10 K 50/85

H 10 K 85/10

G 09 F 9/00 313

B 32 B 7/023

B 32 B 7/022

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月19日(2025.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像表示装置に用いられ、かつ光透過性を有する単層構造の樹脂層および機能層を備える積層構造の光学フィルムであって、

前記樹脂層が、前記機能層に接する第1面および前記第1面とは反対側の第2面を有し、前記機能層が、ハードコート層であり、

前記樹脂層の膜厚方向に前記樹脂層を3等分し、前記樹脂層の第1面から前記第1面とは反対側の第2面に向けて順に第1領域、第2領域、および第3領域とし、前記膜厚方向の前記樹脂層の断面において前記第1領域、前記第2領域および前記第3領域にそれぞれ一定荷重でバーコピッチ圧子を押し込む押込み試験を行ったときの前記第1領域における変位量をd1、前記第2領域における変位量をd2、および前記第3領域における変位量をd3としたとき、d1 < d2 < d3の関係を満たす、光学フィルム。

【請求項2】

前記d3に対する前記d1の比が、0.85以下である、請求項1に記載の光学フィルム。

【請求項3】

前記d1～d3が、それぞれ200nm以上1000nm以下である、請求項1または

50

2に記載の光学フィルム。

**【請求項 4】**

膜厚が、 $20\text{ }\mu\text{m}$ 以上 $150\text{ }\mu\text{m}$ 以下である、請求項1ないし3のいずれか一項に記載の光学フィルム。

**【請求項 5】**

前記樹脂層の前記第1面および前記第2面のいずれか一方の面側に設けられた樹脂基材をさらに備える、請求項1ないし4のいずれか一項に記載の光学フィルム。

**【請求項 6】**

前記光学フィルムにおいて、前記光学フィルムの対向する辺部の間隔が $10\text{ mm}$ となるように $180^\circ$ 折り畳む試験を10万回繰り返し行った場合に割れまたは破断が生じない、請求項1ないし5のいずれか一項に記載の光学フィルム。10

**【請求項 7】**

表示素子と、

前記表示素子よりも観察者側に配置された請求項1ないし6のいずれか一項に記載の光学フィルムと、

を備える、画像表示装置。

**【請求項 8】**

前記表示素子が、有機発光ダイオード素子である、請求項7に記載の画像表示装置。

10

20

30

40

50